

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)

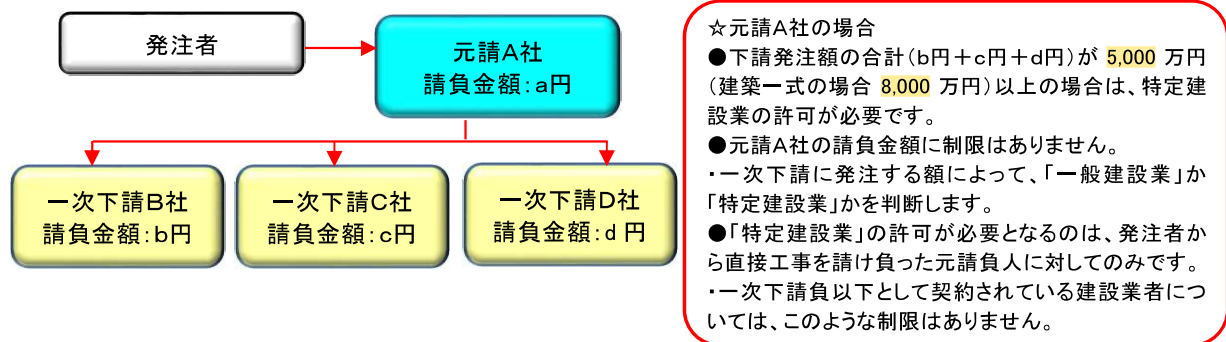
特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)※となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



4. 「許可業種」の区分

建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細:別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧ください。)

【建設業許可業種】

建設工事の種類	業種	略号	建設工事の種類	業種	略号
土木一式工事	土木工事業	土	ガラス工事	ガラス工事業	ガ
建築一式工事	建築工事業	建	塗装工事	塗装工事業	塗
大工工事	大工工事業	大	防水工事	防水工事業	防
左官工事	左官工事業	左	内装仕上工事	内装仕上工事業	内
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	と	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機
石工事	石工事業	石	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	絶
屋根工事	屋根工事業	屋	電気通信工事	電気通信工事業	通
電気工事	電気工事業	電	造園工事	造園工事業	園
管工事	管工事業	管	さく井工事	さく井工事業	井
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	建具工事	建具工事業	具
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼	水道施設工事	水道施設工事業	水
鉄筋工事	鉄筋工事業	筋	消防施設工事	消防施設工事業	消
舗装工事	舗装工事業	舗	清掃施設工事	清掃施設工事業	清
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅ	解体工事	解体工事業	解
板金工事	板金工事業	板			